

令和3年4月1日以降の経営事項審査における変更点及び審査方法について

このことについて、建設業法施行規則及び関係告示並びに関係通知改正されたとに伴い、次のとおりといたします。

【留意事項】

- ・評価項目の変更及び追加に伴い、必要に応じて確認書類及び提出書類が増えていますので、内容をご確認ください。
- ・令和2年10月に変更した様式にて申請をしてください。
- ・改正に対応した経営規模等評価結果通知書は、令和3年5月10日以降に出力されます。
- ・HP上で別途掲載中の「経営事項審査に係る確認書類の簡素化について」も併せてご確認ください。

1 技術職員数に係る改正

(1) 概要

評価対象となる技術職員区分に監理技術者を補佐する資格を有する者を追加

(2) 審査内容

監理技術者補佐について、有資格コード「005」とする

(3) 確認書類

法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する資格者証及び告示第1057号に定める一級技術検定の第一次検定の合格証書

2 労働福祉の状況に係る改正

(1) 概要

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても加点

(2) 審査内容

項番46について

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約で、要件を満たすものについても「1」とする

(3) 確認方法

加入証明書等

3 建設業の経理の状況に係る改正

(1) 概要

経理に関して継続的に知識の向上に努めている者であることを評価

(2) 審査内容

①項番 52 について

経理処理の適正を確認した旨の書類の提出「3」の該当者
別表 A・B（一級のみ）・C（一級のみ）・D・F・H

②項番 53 について

次の人数を記載 別表 A・B（一級）・C（一級）・D・F・H

③項番 54 について

次の人数を記載 別表 B（二級）・C（二級）・E・G

(3) 確認書類

別表のとおり

2 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目の新設

(1) 概要

継続的に知識及び技術又は技能の向上に努める技術者・技能者を抱える企業を評価

(2) 審査内容

①CPD 単位取得数

ア 項番 61 について

CPD 単位取得数：20005 票及び様式第 4 号に記載した CPD 単位の総計

技術者数：審査基準日時点に従事する職員のうち建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ、ロ、若しくはハに該当するもの又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係にあり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤の役員及び事業主を含む）の数
（＝20005 票及び様式第 4 号に記載した者の総計）

※一級及び二級の第一次検定の合格者がいる場合は、「様式第 4 号」を作成

イ 確認書類

(a) CPD 単位数を証する書面等の写し

※証明期間：審査基準日の属する事業年度の開始の日～審査基準日

(b)（様式第 4 号に記載した者についてのみ）

常勤及び6ヶ月を超える雇用期間の確認書類（技術職員名簿に準じる）及び一級及び二級の第一次検定の合格証書等

別紙二

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技 術 職 員 名 簿

頁 数 項 番 数 8 1 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1			年 月 日		8 2							
2												

各技術者の CPD 単位
 （審査対象年に CPD 認定団体によって取得を認定された単位数）÷（告示第 246 号別表 18 の CPD 認定団体毎に右欄に掲げる数値）× 30

(用紙A4)
年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
 （技術職員名簿に記載のある者を除く）

通番	氏名	生年月日	CPD単位

②レベル向上者数

ア 項番 62 について

※CPD単位取得者又はレベル向上者数がある場合は「様式第5号」を作成

レベル向上者数：技能者のうち、審査基準日前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数
 （＝様式第5号に記載したレベル向上の有無が「有」の人数）

技能者数：審査基準日時点に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号及び同条第4号チに規定する建設工事に従事する者であり、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係にあり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤の役員及び事業主を含む）から、工事の施工管理のみに従事した者を

除いた者の数

(=「様式第5号」に記載した者の総数)

控除対象者数：審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により最上位の
区分（レベル4）に該当する者の数

(=「様式第5号」に記載した控除対象者の総数)

イ 確認書類

(a) 能力評価基準により受けた評価の区分を証するもの(例：レベル判定通知書)

※「審査基準日以前3年以内のもの」でレベル判定日のわかるもの

(b) 審査基準日時点で稼働している工事に係る施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する以下について確認できる部分

(i) 氏名、生年月日及び年齢

(ii) 職種

(iii) 医療保険、年金及び雇用保険等の加入等の状況

(c) 常勤及び6ヶ月を超える雇用期間の確認書類（技術職員名簿に準じる）